

専門・認定看護師会ニュースレター

5類になったのに、って言うけれど・・・ (新型コロナウイルスのつばやき)



2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症は感染症法の5類感染症と位置付けられました。

これは、感染症法が定める5類型のうちの一つであり、感染性や危険性、重篤性などに基づいて総合的な観点から見た危険性が最も低いとされるものです。

同じく5類には季節性インフルエンザ、麻疹、風疹、梅毒、破傷風などがあります。今までは2類相当でしたが、ではどのように当院としてこの変化に対応することになるのでしょうか。(1~5類型に関して詳細を知りたい方は「院内感染対策マニュアル」を開いてみてくださいね！)

*当院は定点施設ではないので、新型コロナウイルス感染症の届け出は不要となりました。検査数のみのカウントになります。

以下、一部ですがご参考にしてください。

- ① **職員が発症した場合/濃厚接触者になった場合**: 国からの法的な規制はないため、当院のルール(又はマリアンナ法人ルール)が適応される。既に配信しているお知らせを参照ください。
※この場合で言う濃厚接触者はマスクなしで食事をするなどが適応となる。(要相談)
- ② **個人の判断が重要となる**: 体調不良時は医療機関を受診するか、市販キットで自己チェックしてどちらでも構わないが、**陽性の場合には5日間就業制限があるのではっきり判明させた方が良い**。コロナではない場合はこの就業制限は扱いが別になる可能性あり。(今後、流行状況等により変更になる場合がある)
- ③ **サージカルマスクはこれからもず〜っと勤務中は装着すること:アイガード(フェイスガード)も当面は推奨する。**

残念ながら、医療従事者は仕事柄、(コロナに限らず)感染症にかかるリスクは、一般の人よりも高いのは事実ですし、昔からよく言われることです。

一般の人より気を遣わないといけないという、ストレスを日々感じてしまいましたが、気を緩めると自分が感染症にかかる/広めてしまう、というような社会的な影響力が大きいことを改めて自覚しましょう。

5類になっても、コロナが消えたわけではなく、すべては2019年の頃には戻ることはないでしょう。アンテナと防御は常にはっておきましょうね～

